

## さとうきび生産者の皆様へ

今年も要件審査申請期間が始まりました！手続きはお済みでしょうか？

甘味資源作物交付金を受け取るためには、毎年7/1～9/30の間に、JAを通じて alic への「要件審査申請書」などの書類提出が必要です。

これまで交付金を受け取っていた方も、**毎年要件審査申請が必要**なんだね！

今年からさとうきびを**新たに生産する方**は、平糶方法などを「JA 種子屋久にお尋ねください！」

さとうきびとでん粉原料用からしよの**両方を生産している方は、それぞれ要件審査申請が必要です！**

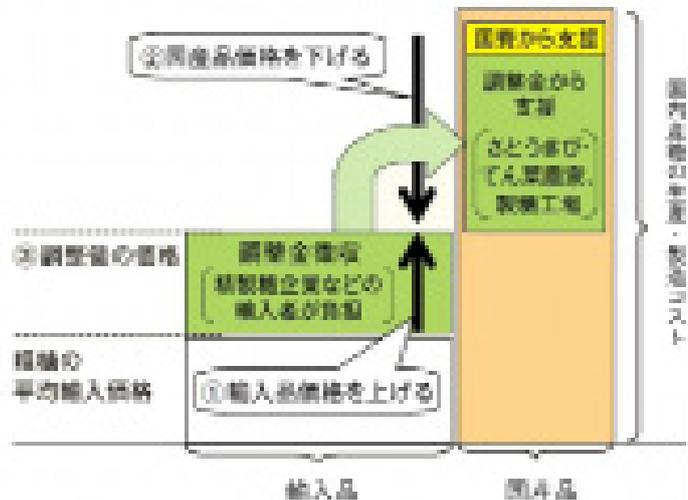
要件審査申請書（イメージ）

## 日本の甘味資源作物（さとうきび てん粉）を支える仕組み

### ●砂糖の価格調整制度について

alic は、甘味資源作物生産者や甘しや糖、てん粉製造加工事業者を支援するため「砂糖の価格調整制度」を運営し交付金交付を実施しています。

砂糖は、内外価格差がある一方で、国内産品と輸入品との品質格差がありません。このため、alic が国の政策として輸入品から調整金を徴収し、これらを財源として国内の甘味資源作物生産者と甘しや糖、てん粉製造加工事業者に交付金の交付を行っています。



農協から支払われている代金には、alic からの交付金相当額（1 トンあたり 16,420 円（基準糖は常部分））も含まれているんだよ

alic はさとうきびの生産振興・増産を**応援**しています!!

**alic** 独立行政法人  
農畜産業振興機構  
（エー・リック） （農畜生産者）

お問い合わせ先 alic 鹿児島事務所 TEL: 099-226-4731  
JA 種子屋久 本所 TEL: 0997-27-1218

